指定居宅介護サービス重要事項説明書

事業者：社会福祉法人厚真町社会福祉協議会
事業所：厚真町社会福祉協議会指定居宅介護事業所
（事業所番号　０１１３６０２８１７　）

指定居宅介護サービス重要事項説明書

令和８年　月

１．事業者

（１）法 人 名　　社会福祉法人厚真町社会福祉協議会

（２）所 在 地　　勇払郡厚真町京町 158 番地

（３）電話番号　　０１４５－２６－７５０１

（４）代表者名　　会長　吉 岡　茂 樹

２．事業所の概要

事 業 所 名 称	厚真町社会福祉協議会指定居宅介護事業所
事 業 所 番 号	０１１３６０２８１７
指 定 年 月 日	令和８年６月１日　指定有効期間：令和８年６月１日～令和１４年５月３１日
事 業 の 種 類	居宅介護
通常のサービス提供実施地域	勇払郡厚真町全域(希望により町外へのサービス提供も可能です)
所 在 地	勇払郡厚真町京町１５８番地
電 話 番 号	（０１４５）２６－７５０１
管 理 者	加　藤　克　彦

３．営業時間

〈営業日及び営業時間〉

営 業 日	営 業 時 間
月曜日～土曜日	月～金　午前８時３０分～午後５時３０分 土　　午前９時００分～正午
日曜日・祝祭日	原則休業（１２月３０日～翌年１月４日を含む）

※ご希望がある場合には、営業時間外や休業日にもサービスを実施します

４．職員の体制

〈主な職員の配置状況〉　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
１．管理者	1		ｻｰﾋﾞｽ従事者及び事業所業務の管理
２．事務職員	1		必要な事務を行う
３．サービス提供責任者	1		サービス利用申込みに係る調整 訪問介護員への技術指導及び居宅介護計画の作成等
４．訪問介護員			訪問介護サービスの提供
(1)介護福祉士	1	3	
(2)訪問介護員養成研修 １級・２級課程修了者		1	

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、訪問介護員が利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

（１）訪問介護サービス

＜サービスの概要＞

身体介護・・・身体に直接接触して行う介助。また、これを行うための必要な準備及び後始末、並びに日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための、介助及び専門的な援助を行います。

家事援助・・・身体介護以外の介護であり、掃除、洗濯、調理等、日常生活の援助を行います。

訪問介護サービスの内容	
身　体　介　護	家　事　援　助
・起 床 介 助　・身 体 清 拭　・移 動 介 助 ・就 寝 介 助　・入 浴 介 助　・体 位 交 換 ・整 容 介 助　・更 衣 介 助　・見　守　り ・食 事 介 助　・排 泄 介 助　・そ　の　他 ・通 院 介 助	・調理援助　・買物援助 ・洗濯援助　・薬の受取 ・掃除援助　・その他 ・通院介助

利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、サービス等利用計画がある場合には、それを踏まえた居宅介護計画に定められます。

＜サービス利用料金＞

☆身体介護を利用した場合の１回あたりの料金。

身　体　介　護		基本料金	特別地域訪問介護加算 15%	合計	利用者負担額 1 割
サービス提供時間	30 分未満(256 単位)	2,560 円	380 円	2,940 円	294 円
	30 分以上 60 分未満(404 単位)	4,040 円	610 円	4.650 円	465 円
	60 分以上 90 分未満(587 単位)	5,870 円	880 円	6,750 円	675 円
	90 分以上 120 分未満(669 単位)	6,690 円	100 円	7,690 円	769 円
	120 分以上 150 分未満 (754 単位)	7,540 円	1,130 円	8,670 円	867 円
	150 分以上 180 分未満 (837 単位)	8,370 円	1,260 円	9,630 円	963 円
	180 分以上 210 分未満 (921 単位)	9,210 円	1,380 円	10,590 円	1,059 円
	30 分毎にます加算する金額(83 単位)	830 円	120 円	950 円	111 円
	緊急訪問加算(100 単位)	1,000 円			100 円
	初回訪問加算(200 単位) サービス担当責任者同行	2,000 円			200 円

☆家事援助を利用した場合の１回あたりの料金。

家　事　援　助		基本料金	特別地域訪問介護加算 15%	合計	利用者負担額 1 割
サービス提供時間	30 分未満(106 単位)	1,060 円	160 円	1,220 円	122 円
	30 分以上 45 分未満(153 単位)	1,530 円	230 円	1.760 円	176 円
	45 分以上 90 分未満(197 単位)	1,970 円	300 円	2,270 円	227 円
	60 分以上 75 分未満(239 単位)	2,390 円	360 円	2,750 円	275 円

	75 分以上 900 分未満（275 単位）	2,750 円	410 円	3,160 円	316 円
	90 分以上 105 分未満（311 単位）	3,110 円	470 円	3,580 円	358 円
	105 分以上 120 分未満（346 単位）	3,460 円	520 円	3,980 円	398 円
	15 分毎にます加算する金額(83 単位)	350 円	50 円	400 円	40 円
	緊急訪問加算(100 単位)	1,000 円			100 円
	初回訪問加算(200 単位) サービス担当責任者同行	2,000 円			200 円

●介護給付サービスの利用は原則として基本利用料に対して１割の額を負担いただきます。ただし、給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。
●基本料金には特別地域訪問介護加算（１回につき１５%に相当する金額）が加算されます。
●「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
●上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、サービス等利用計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的な必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
●平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護給付の支給限度額の範囲内であれば、介護給付の対象となります。
　・夜間（午後６時から午後１０時まで）：２５％
　・早朝（午前６時から８時まで）：２５％
　・深夜（午後１０時から午前６時まで）：５０％
●２人の訪問介護員が同時にサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。
（例）２人の訪問介護員でサービスを行う場合
　・体重の重い方に対する入浴介助等、サービスを実施するのに１人では困難で、危険が伴う場合
●利用者が介護給付費額の代理受領を行わない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護給付から払い戻されます（償還払い）。利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（２）その他の料金
＜複写物の交付＞
利用者は、当事業所の営業時間内において、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には以下の費用をご負担いただく場合があります。
・記録物がＡ４版サイズ以下の複写　　１枚につき１０円
・記録物がＡ４版サイズ以上の複写　　１枚につき２０円

＜交通費＞
通常のサービス提供実施地域（勇払郡厚真町全域）でのサービス提供に係る交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供については、お伺いするための交通費の実費をご負担いただきます。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下のとおりです。
①事業所から片道１０ｋｍまで５００円
②事業所から片道１０ｋｍを超える部分については、片道１ｋｍにつき５０円を加算

※経済状況の著しい変化や、その他の事由が認められる場合には、相当な額に変更することがあります。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、翌月１５日までに請求いたしますので、請求月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．金融機関口座からの口座振替
別途ご契約が必要です。振替手数料は社会福祉協議会が負担します。

イ．指定口座への振込み
指定する口座へお振込の場合、振込手数料は利用者の負担となります。

ウ．指定管理者事務所窓口での現金払い
取り扱い時間できるのは平日の営業時間内です。
（土日、祝日及び１２月３０日～１月４日は休業）

（４）利用の中止、変更

利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施予定日の前日１７時までに事業者に申し出てください。

サービス利用変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

利用予定日の前日１７時までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービスを提供する訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

利用予定日の前日１７時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日１７時までに申し出がない場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

（３）サービス実施時の留意事項

＜定められた業務以外の禁止＞

利用者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

＜訪問介護サービスの実施に関する指示・命令＞

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

＜備品等の使用＞

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。また、おむつ代など介護・援助に要する経費等は、利用者のご負担になります。

（４）訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

① 医療行為
② 利用者もしくはその家族の金銭、預貯金通帳等、金銭に関する取扱い
③ 利用者の家族等に対するサービスの提供
④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供
⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の 生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑦ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、 その他迷惑行為

※ 保険給付として不適切な事例への対応について。 次にあげるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合には、サービスの提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為主として家族の利便に供する行為又は家族が行う事が適当であると 判断される行為
- 利用者以外の物に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接（お茶、食事の手配等） 等

②「日常生活の援助」に該当しない行為 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
- 畑の手入れ、花木の水やり
- 犬の散歩、排せつ物の処理等ペットの世話 等 日常的に行われる家事等の範囲を超える行為
- 大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 正月、節句等の為に特別な手間をかけて行う調理 等

（５）受給者証の確認

住所及び利用者負担額、支給量など受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。また、必要に応じて受給者証の確認をさせていただく場合にはご提示くださいますようお願いいたします。

７. サービス提供に関わるお願い

①贈答、もてなしの禁止 訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されてお

りますので、ご遠慮させていただきます。
②訪問介護員等の個人情報個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。
③体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター並びに介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
④地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
⑤感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。
⑥訪問途中の事故等により訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合があります。
⑦下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求
・物を投げつける
・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
・怒鳴る、奇声、大声を発する
・対象範囲外のサービスの強要
■セクシュアルハラスメント
・介護従事者の体を触る、手を握る
・腕を引っ張り抱きしめる
・ヌード写真を見せる
・性的な話し卑猥な言動をするなど
■その他
・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
・ストーカー行為など

（1）サービス提供責任者
　サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申込みに関する調整や居宅介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって、疑問点やご心配な点、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。
＜サービス提供責任者の業務＞
①サービスの利用申込みに関する調整・連絡
②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
③居宅サービス事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
④訪問介護員への指示（援助目標、援助内容等）
⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
⑥訪問介護員の研修、技術指導
⑦訪問介護サービスの提供
⑧その他サービスの内容把握に必要な業務

８．苦情の受付について

サービス内容に関する相談・苦情

（１）苦情処理体制

社会福祉法人厚真町社会福祉協議会が提供する福祉サービスに関する苦情解決の実施規程に基づき、社会福祉法人厚真町社会福祉協議会が提供する福祉サービスに関して、利用者及び家族等から申し立てられた苦情等を適切に解決します。

（２）苦情等の対応体制

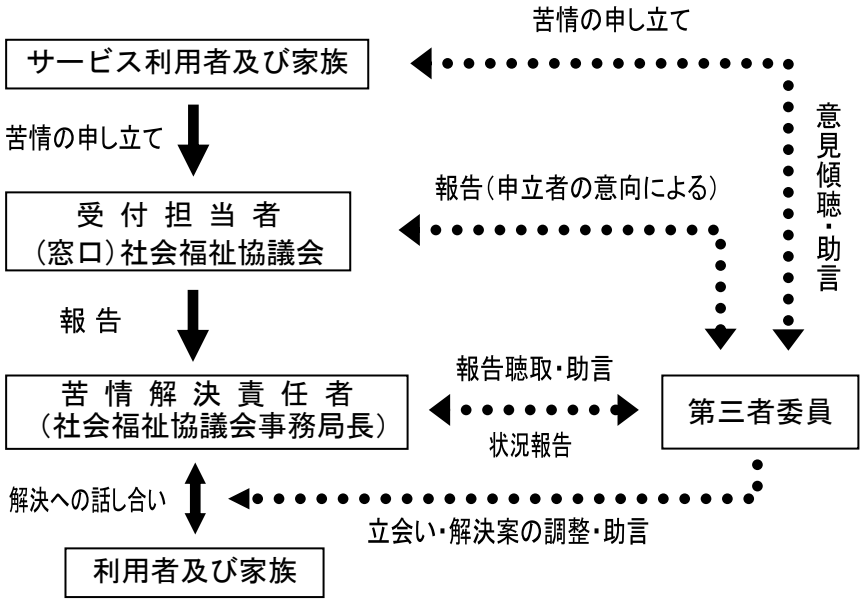

※第三者委員の設置により、利用者からの苦情を直接受付けることができる他、解決に向けた話し合いを適切に行うことができます。

（３）苦情・相談受付窓口

窓　口	受付担当者	連絡先
厚真町社会福祉協議会	加藤（かとう）　克彦（かつひこ）（事務局長）	２６－７５０１
第三者委員	兵頭（ひょうどう）　利彦（としひこ）（社協監事）	２７－２２３２
	大蔵（おおくら）　めぐみ（有識者）	２８－２８６７

※受付時間　月曜日～金曜日　午前８時３０分から午後５時３０分

（４）行政機関その他苦情受付機関

厚真町役場住民課 福祉グループ	所 在 地　勇払郡厚真町京町１６５番地の１ 電話番号　（０１４５）２６－７８７１ 受付時間　月～金　午前８時３０分から午後５時３０分

北海道国民健康保険 団体連合会	所 在 地　札幌市中央区南２条西１４丁目 電話番号　（０１１）２３１－５１６１ Ｆ Ａ Ｘ　（０１１）２３３－２１７８ 受付時間　月～金　午前９時から午後５時まで

９．緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族等へ連絡いたします。

主治医	氏　名	医療機関名
	連絡先	住所　　電話
ご家族	氏　名	
	連絡先	住所　　電話

１０．事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、ご家族、相談支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、サービス提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

（当事業者は全国社会福祉協議会団体補償制度に加入しています）

１１．秘密の保持について

サービス従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

サービス従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

１２．サービスの利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の３日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約は終了します。

①利用者が死亡した場合
②要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤事業者が事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
⑦事業者から契約解除を申し出た場合

（１）利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①利用者が入院若しくは病気等により、３か月以上にわたってサービスが利用できない状況が明らかになった場合
②利用者に係るサービス等利用計画が変更された場合
③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②利用者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます

１３．　虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じます。

(1)　虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	管理者　加藤　克彦

(2)　成年後見制度の利用

(3)　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修

(4)　虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従

業者への周知徹底

１４．　身体拘束の適正化に関する事項

（1）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

（2）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身も状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものします。

１５．その他

(1)サービスの第三者評価の実施状況について

①実施の有無	無し
②実施した直近の年月日	
③第三者評価機関名	
④評価結果の開示状況	

令和　　8 年　　月　　日

訪問介護サービス事業者

事業所名　　厚真町社会福祉協議会指定居宅介護事業所
（指定事業所番号/　０１１３６０２８１７　）
住　　所　　勇払郡厚真町京町 158 番地
事業者名　　社会福祉法人厚真町社会福祉協議会
代表者名　　会　長　　吉　岡　茂　樹　　印

指定訪問介護サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者　社会福祉法人厚真町社会福祉協議会
指定居宅介護事業所　佐々木　多恵子　印

私は、本書面に基づいて、事業者から指定居宅介護サービスの重要事項について説明を受けました。

住　所

氏　名　　印

代理人　　住　所

氏　名　　印

利用者との関係

この重要事項説明書は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。